

## 平成20年度業務点検・評価にかかる行政評価について

行政評価委員会の評価は、「当該事業が必要かどうか」を直接評価するものではない。むしろ、「当該事業が必要である」ことを主張する担当課の資料・説明に説得力があるか、市民を納得させるものがあるかということについての形式面での評価を行うものである。つまり、第三者評価の役割は、評価情報の適切さや十分さ、評価分析手法の適否、それから導き出された結論の妥当性、この結論に基づき下された中止・継続・廃止などの判断、それらの説得力の検証等、プロセスチェックを行うものである。

以上をふまえ行政評価委員会では、事業ごとに次の5項目により評価を行い、1項目5点、5項目で1人25点の持ち点で、これを合計して100点満点の採点を行うこととした。具体的には以下の5つの評価項目に基づき採点を行った。

### 【評価の項目】

説得力、わかりやすさ（市民向け・総論的に・透明性・情報公開）  
結論に至る論理の明確性、計算の正しさ（この目的に、この手段が適切か）  
効率化、節約の努力はあるか  
市として「持続可能であるか」への配慮の有無  
（5年先、10年先に市がやり続けることができるか）  
結果の予測（成果予測）、出現した結果の責任（市民への説明責任）

## 担当課ヒアリング

評価対象となる事業について担当課からヒアリングを実施した。ヒアリングの実施日時は下記の通りである。

平成20年9月14日（日）10時00分～16時30分 市役所西別館 第6会議室  
平成20年9月15日（月） 9時30分～15時30分 市役所西別館 第6会議室  
ヒアリング方法・・・説明）課長及び担当者より5分間（概要等ポイント説明）  
質疑）各委員より20分間

## 対象業務（ ）の選定について

対象業務の選択基準は、近江八幡市の内部評価である「業務点検・評価シート」の「公的関与のあり方の点検」の欄で業務の性質が区分4以上（民間の活動領域）のあるものを基本として218事業を抽出した上で、これをもとに庁内協議により53業務に絞った。この53業務の中から、行政評価委員会事前協議において27業務を下記の視点により評価対象業務とすることとした。なお、第三者評価制度導入年度ということもあり、各部のバランスに

も鑑み、調整を行った。

行政管理系の業務は対象外とする。

最終年度事業となるものは対象外とする。

緊急度の高い事業については対象外とする。

未実施、未着手の事業は対象外とする。ただし、事業の実施見込みがあるものについては評価対象とする。

市民への影響の高いものについては評価対象とする。

対象事業について

平成20年度の評価対象業務は、下記の通り27業務となった。

9月14日(日) 実施分

商工業振興基盤確立対策業務(商工観光労政課)

農作物病害虫防除対策業務(農政課)

風景計画策定業務(都市計画課)

市営住宅維持管理業務(住宅課)

緑化重点地区整備業務(土木管理課)

家庭支援活動業務(幼児課)

公民館生涯学習推進事業委託業務(三世代交流課:生涯学習グループ)

学校体育施設開放業務(三世代交流課:生涯スポーツグループ)

庁内一部物品集中購入業務(会計課)

社会福祉協議会活動業務(地域福祉課)

福祉バス運行業務(地域福祉課)

敬老祝金業務(高齢・障がい生活支援センター)

運動器の機能向上事業業務(高齢・障がい生活支援センター)

9月15日(月) 実施分

広報紙発行業務(秘書広報課)

外国人窓口相談業務(まちづくり支援課)

(財)近江八幡市国際協会支援業務(まちづくり支援課)

施設維持管理業務/窓口業務(かわらミュージアム)

行政番組作成業務(情報政策課)

美化推進対策業務(環境課)

さわやか環境推進業務(環境課)

人権センター支援事業補助金交付業務(人権施策課)

小学校教育教材整備業務(教育総務課)

図書購入業務(図書館)

私学振興業務(総務課)

公共建築物改修・修繕管理業務 / 公共建築物メンテナンス管理業務（管財契約課）  
各業務の詳細は、資料編参照。

#### 業務点検・評価にかかる行政評価結果（総括）

行政評価委員会のヒアリングに対して、いずれの業務担当部局も真摯に丁寧な説明を行っていただいた。全体として説明の水準は高く、委員会が求めた以上の資料を用意していただいたところもあった。また、公開の会議であったため、庁内外の多数の方にもご入場いただいた。行政評価委員会の活動に関心を持っていただくことは、評価のねらいのひとつである意識改革の観点からも重要なことであると考えられる。

個別の審査についてはここではふれないが、全体を通じて得られた気づきを残しておきたい。ポイントは以下の5点である。

第1に、近江八幡市の行政活動についてだが、全体に財政規律についてはよく守られており、この点については重ねて高く評価すべきものと思われる。責任ある自治行政の実現という観点からも、また行政評価の基礎という点からも、この点は強く強調しておきたいところである。

第2に、担当部局の中には説明水準がきわめて高いところがあった。具体的には風景計画策定業務や美化推進対策業務、さわやか環境推進業務、公共建築物改修・維持管理 / 公共建築物メンテナンス管理業務などがこれであった。これらは、評価の際の説明のあり方のモデルとなるものであり、今後の行政評価制度の定着・推進に鑑み、何らかの方法を講じて庁内に共有することが望ましいのではないかとと思われる。

第3に、他方で個別政策の総合性についてである。自治行政は、首長を縦軸とした行政活動が総合的に推進されることが望ましいものである。しかし、委員会が聴取した業務では、市民に開かれた業務改善を積極的に推進しようとしている部局と利害関係者の中に閉じた政策推進をしようとしている部局との温度差が目についた。これらの部局間の意識格差の是正は、今後の重要な市政運営上の重要な課題ではないかと思われる。

第4に、評価対象業務の中にはどうしても評価になじまない業務が見受けられた。業務の見直しということでは意味があるが、総務、財務、人事、企画等の行政管理系の業務は、直接的な市民生活への影響が判然としないため、「成果」の議論になじまない。こうした業務の整理、仕分けについては、評価対象事業の選定の方法も含めて十分に再検討していくべきものと思われた。

第5に、評価制度導入初年度の反省点である。例えば、業務の成果に対する評価と業務担当部局に対する査定とが混同される局面も見受けられた。行政評価委員会が聴取したいと考えていたのは、行政活動の結果として生じる「成果」であって「組織の存在妥当性」ではなかった。また、行政評価委員会は「組織防衛の論理」ではなく、「責任ある自治行政を実現するための姿勢と工夫」の説明を伺いたいと考えていた。このことについては必ずしも十分に周知されていたとはいえない。今後、評価研修等を実施し、行政評価に対する理解を深めておく必要があると思われる。